平成２５年（フ）第５５８号
大阪府岸和田市宮前町１番８―206号
債務者　山本　秀彦
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５８０号
大阪府和泉市富秋町１丁目５番53号
債務者　上枝喜美代
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５８２号
大阪府和泉市伯太町５丁目20番22号
債務者　眞柴　　亮
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５８０号
千葉県我孫子市新木野２丁目１番51号　101号　メゾンドレイク
債務者　武井　一男
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１２０号
香川県善通寺市原田町266番地　竜川団地10号
債務者　堤　　健太
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１２９号
香川県善通寺市与北町2611番地１
債務者　中川　京介
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１０１５号
千葉市花見川区長作町620番地１　メゾンスリーゼ202号
債務者　堀　　昭彦
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０２８号
千葉県船橋市北本町１丁目20番１―210号
債務者　安部　順子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０３９号
千葉県八千代市村上679番地
債務者　佐々木和男
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０５０号
千葉県浦安市当代島１丁目29番14―103号　パレジュール
債務者　郡　　浩継
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０５１号
千葉県浦安市当代島１丁目29番14―103号　パレジュール
債務者　郡　　正子
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４２５号
新潟市中央区弁天橋通３丁目６番11号　マンション遠山201号
債務者　乙川　アサ
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１３８号
愛知県北名古屋市熊之庄細長105番地　熊之庄ハイツ201号
債務者　宮林　義弘
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６２号
兵庫県宝塚市売布きよしガ丘18番９号、前住所兵庫県宝塚市逆瀬川１丁目２番１―1212号
債務者　京極　　望
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２６３号
兵庫県宝塚市売布きよしガ丘18番９号、前住所兵庫県宝塚市逆瀬川１丁目２番１―1212号
債務者　京極　清美
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２８５号
兵庫県伊丹市桑津１丁目４番49号
債務者　中島信男こと　崔　　成烈
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第５２５号
兵庫県姫路市東今宿１丁目４番５号　Ｓｍｉｌｅ東今宿203、従前の住所兵庫県加古川市加古川町粟津791番地の１　３
債務者　松岡　一好
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部